

下水道管きょ工事仕様書 新旧対照表（令和8年10月改定）

章（改定後）	現 行	改 定	備 考
第1章 総則 P4	1－1－2 用語の定義 （省略） 42）J I S規格とは、日本工業規格をいう。	1－1－2 用語の定義 （省略） 42）J I S規格とは、日本産業規格をいう。	文言の修正
第1章 総則 P9	1－1－59 週休二日の対応 「札幌市土木工事共通仕様書 1－1－1－60 週休二日の対応」による。 施工条件明示書により週休二日対象工事の指定がある場合、以下の通り施工すること。 1）当初予定価格は月単位の4週8休以上の達成を前提とした経費の補正を行っている。 2）受注者が完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日の施工を行う希望がある場合、工事着手前に発注者に対して完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日に取り組む旨の協議簿を提出し、協議が整った場合に完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日での施工を行う工事である。なお、上記の施工を希望しない場合においても通期の週休2日による施工を行わなければならない。 3）完全週休2日（土日）とは、対象期間内の全ての週において、土日に現場閉所を行うことをいう。月単位の週休2日とは、対象期間の全ての月において、土日・祝日に関わらず、4週8休以上の現場閉所を行うことをいう。対象期間は、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間は含まない。工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するものとする。 4）現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。 5）完全週休2日（土日）とは、対象期間内の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日以上現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、発注者からの指示によるほか、あらかじめ発注者との協議により土日に施工を行う必要性が認められた場合は、土日に代わる現場閉所日を計画的に指定すること。月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」）が28.5％（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5％に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5％）以上を達成しているものとみなす。通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所率が28.5％（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。 6）週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。 7）週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。 （1）受注者は、週休2日の計画工程表及び休日取得計画（法定休日・所定休日）を施工計画書に添付し発注者へ提出する。 （2）受注者は、実施結果を工事月報や休日取得計画等により定期的に発注者へ報告する。 8）週休2日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 9）現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）を達成した場合は、完全週休2日（土日）の補正係数に設計変更をする。月単位の4週8休に満たない場合は、補正の対象外となるため、補正分を減ずる設計変更を行う。また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定で点数を減ずる措置を行う。	1－1－59 週休二日の対応 「札幌市土木工事共通仕様書 1－1－1－60 週休二日の対応」による。 施工条件明示書により週休二日対象工事の指定がある場合、週休2日工事要領（土木工事）によるものとする。なお、週休2日工事要領（土木工事）は、工事管理室ホームページ（https://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kantoku/kantoku_kensa.html）に掲載している。	文言の修正

下水道管きょ工事仕様書 新旧対照表（令和8年10月改定）

章（改定後）	現 行	改 定	備 考																																																																																																																																
	10)「週休2日工事」の検証を行うため、受注者を対象としたアンケート調査に協力するものとする。 11)その他の事項については、週休2日工事要領によるものとする。なお、週休2日工事要領・アンケートは工事管理室ホームページ (http://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kantoku/kantoku_kensa.html)に掲載している。																																																																																																																																		
第3章 材料 P13	(表－1) (公社)日本下水道協会の認定適用資器材 <table><tr><th></th><th>資 材 名</th><th>登録番号</th><th>備 考</th></tr><tr><td>①</td><td>下水道用鉄筋コンクリート管</td><td>A－1</td><td></td></tr><tr><td>②</td><td>下水道小口径管推進工法用鉄筋コンクリート管</td><td>A－6</td><td></td></tr><tr><td>③</td><td>下水道用硬質塩化ビニル管</td><td>K－1</td><td></td></tr><tr><td>④</td><td>下水道用高剛性硬質塩化ビニル管</td><td>K－5</td><td></td></tr><tr><td>⑤</td><td>下水道推進工法用硬質塩化ビニル管</td><td>K－6</td><td></td></tr><tr><td>⑥</td><td>下水道用硬質塩化ビニル製ます</td><td>K－7</td><td></td></tr><tr><td>⑦</td><td>下水道用硬質塩化ビニル製小型マンホール</td><td>K－9</td><td></td></tr><tr><td>⑧</td><td>下水道用硬質塩化ビニル製リブ付き小型マンホール</td><td>K－17</td><td></td></tr><tr><td>⑨</td><td>下水道用レジンコンクリート製マンホール</td><td>K－10</td><td></td></tr><tr><td>⑩</td><td>下水道用リブ付硬質塩化ビニル管</td><td>K－13</td><td></td></tr><tr><td>⑪</td><td>下水道用ダクティル铸铁管</td><td>G－1</td><td></td></tr><tr><td>⑫</td><td>下水道推進工法用ダクティル铸铁管</td><td>G－2</td><td></td></tr><tr><td>⑬</td><td>下水道用铸铁製防護ふた</td><td>G－3</td><td></td></tr><tr><td>⑭</td><td>下水道用铸铁製マンホールふた</td><td>G－4</td><td></td></tr><tr><td>⑮</td><td>下水道用鉄筋コンクリート製組立マンホール</td><td>A－11</td><td></td></tr></table>		資 材 名	登録番号	備 考	①	下水道用鉄筋コンクリート管	A－1		②	下水道小口径管推進工法用鉄筋コンクリート管	A－6		③	下水道用硬質塩化ビニル管	K－1		④	下水道用高剛性硬質塩化ビニル管	K－5		⑤	下水道推進工法用硬質塩化ビニル管	K－6		⑥	下水道用硬質塩化ビニル製ます	K－7		⑦	下水道用硬質塩化ビニル製小型マンホール	K－9		⑧	下水道用硬質塩化ビニル製リブ付き小型マンホール	K－17		⑨	下水道用レジンコンクリート製マンホール	K－10		⑩	下水道用リブ付硬質塩化ビニル管	K－13		⑪	下水道用ダクティル铸铁管	G－1		⑫	下水道推進工法用ダクティル铸铁管	G－2		⑬	下水道用铸铁製防護ふた	G－3		⑭	下水道用铸铁製マンホールふた	G－4		⑮	下水道用鉄筋コンクリート製組立マンホール	A－11		(表－1) (公社)日本下水道協会の認定適用資器材<令和8年4月1日現在> <table><tr><th>規格番号</th><th>資 材 名</th></tr><tr><td>JSWAS A-1</td><td>下水道用鉄筋コンクリート管</td></tr><tr><td>JSWAS A-2</td><td>下水道推進工法用鉄筋コンクリート管</td></tr><tr><td>JSWAS A-3</td><td>下水道シールド工用標準鋼製セグメント</td></tr><tr><td>JSWAS A-4</td><td>下水道シールド工用標準コンクリート系セグメント</td></tr><tr><td>JSWAS A-6</td><td>下水道小口径管推進工法用鉄筋コンクリート管</td></tr><tr><td>JSWAS A-7</td><td>下水道ミニシールド工法用鉄筋コンクリートセグメント</td></tr><tr><td>JSWAS A-8</td><td>下水道推進工法用ガラス繊維鉄筋コンクリート管</td></tr><tr><td>JSWAS A-9</td><td>下水道用台付鉄筋コンクリート管</td></tr><tr><td>JSWAS A-10</td><td>下水道用鉄筋コンクリート製小型組立マンホール</td></tr><tr><td>JSWAS A-11</td><td>下水道用鉄筋コンクリート製組立マンホール</td></tr><tr><td>JSWAS A-12</td><td>下水道用鉄筋コンクリート製ボックスカルバート</td></tr><tr><td>JSWAS A-13</td><td>下水道用プレストレストコンクリート製ボックスカルバート</td></tr><tr><td>JSWAS G-1</td><td>下水道用ダクティル铸铁管</td></tr><tr><td>JSWAS G-2</td><td>下水道推進工法用ダクティル铸铁管</td></tr><tr><td>JSWAS G-3</td><td>下水道用铸铁製防護ふた</td></tr><tr><td>JSWAS G-4</td><td>下水道用铸铁製マンホールふた</td></tr><tr><td>JSWAS K-1</td><td>下水道用硬質塩化ビニル管</td></tr><tr><td>JSWAS K-2</td><td>下水道用強化プラスチック複合管</td></tr><tr><td>JSWAS K-6</td><td>下水道推進工法用硬質塩化ビニル管</td></tr><tr><td>JSWAS K-7</td><td>下水道用硬質塩化ビニル製ます</td></tr><tr><td>JSWAS K-8</td><td>下水道用ポリプロピレン製ます</td></tr><tr><td>JSWAS K-9</td><td>下水道用硬質塩化ビニル製小型マンホール</td></tr><tr><td>JSWAS K-10</td><td>下水道用レジンコンクリート製マンホール</td></tr><tr><td>JSWAS K-11</td><td>下水道用レジンコンクリート管</td></tr><tr><td>JSWAS K-12</td><td>下水道推進工法用レジンコンクリート管</td></tr><tr><td>JSWAS K-13</td><td>下水道用リブ付硬質塩化ビニル管</td></tr><tr><td>JSWAS K-14</td><td>下水道用ポリエチレン管</td></tr><tr><td>JSWAS K-15</td><td>下水道用リブ付ポリエチレン管</td></tr><tr><td>JSWAS K-16</td><td>下水道内挿用強化プラスチック複合管</td></tr><tr><td>JSWAS K-17</td><td>下水道用硬質塩化ビニル製リブ付小型マンホール</td></tr><tr><td>JSWAS K-19</td><td>下水道熱形成工法用硬質塩化ビニル更生管</td></tr></table>	規格番号	資 材 名	JSWAS A-1	下水道用鉄筋コンクリート管	JSWAS A-2	下水道推進工法用鉄筋コンクリート管	JSWAS A-3	下水道シールド工用標準鋼製セグメント	JSWAS A-4	下水道シールド工用標準コンクリート系セグメント	JSWAS A-6	下水道小口径管推進工法用鉄筋コンクリート管	JSWAS A-7	下水道ミニシールド工法用鉄筋コンクリートセグメント	JSWAS A-8	下水道推進工法用ガラス繊維鉄筋コンクリート管	JSWAS A-9	下水道用台付鉄筋コンクリート管	JSWAS A-10	下水道用鉄筋コンクリート製小型組立マンホール	JSWAS A-11	下水道用鉄筋コンクリート製組立マンホール	JSWAS A-12	下水道用鉄筋コンクリート製ボックスカルバート	JSWAS A-13	下水道用プレストレストコンクリート製ボックスカルバート	JSWAS G-1	下水道用ダクティル铸铁管	JSWAS G-2	下水道推進工法用ダクティル铸铁管	JSWAS G-3	下水道用铸铁製防護ふた	JSWAS G-4	下水道用铸铁製マンホールふた	JSWAS K-1	下水道用硬質塩化ビニル管	JSWAS K-2	下水道用強化プラスチック複合管	JSWAS K-6	下水道推進工法用硬質塩化ビニル管	JSWAS K-7	下水道用硬質塩化ビニル製ます	JSWAS K-8	下水道用ポリプロピレン製ます	JSWAS K-9	下水道用硬質塩化ビニル製小型マンホール	JSWAS K-10	下水道用レジンコンクリート製マンホール	JSWAS K-11	下水道用レジンコンクリート管	JSWAS K-12	下水道推進工法用レジンコンクリート管	JSWAS K-13	下水道用リブ付硬質塩化ビニル管	JSWAS K-14	下水道用ポリエチレン管	JSWAS K-15	下水道用リブ付ポリエチレン管	JSWAS K-16	下水道内挿用強化プラスチック複合管	JSWAS K-17	下水道用硬質塩化ビニル製リブ付小型マンホール	JSWAS K-19	下水道熱形成工法用硬質塩化ビニル更生管	表の修正
	資 材 名	登録番号	備 考																																																																																																																																
①	下水道用鉄筋コンクリート管	A－1																																																																																																																																	
②	下水道小口径管推進工法用鉄筋コンクリート管	A－6																																																																																																																																	
③	下水道用硬質塩化ビニル管	K－1																																																																																																																																	
④	下水道用高剛性硬質塩化ビニル管	K－5																																																																																																																																	
⑤	下水道推進工法用硬質塩化ビニル管	K－6																																																																																																																																	
⑥	下水道用硬質塩化ビニル製ます	K－7																																																																																																																																	
⑦	下水道用硬質塩化ビニル製小型マンホール	K－9																																																																																																																																	
⑧	下水道用硬質塩化ビニル製リブ付き小型マンホール	K－17																																																																																																																																	
⑨	下水道用レジンコンクリート製マンホール	K－10																																																																																																																																	
⑩	下水道用リブ付硬質塩化ビニル管	K－13																																																																																																																																	
⑪	下水道用ダクティル铸铁管	G－1																																																																																																																																	
⑫	下水道推進工法用ダクティル铸铁管	G－2																																																																																																																																	
⑬	下水道用铸铁製防護ふた	G－3																																																																																																																																	
⑭	下水道用铸铁製マンホールふた	G－4																																																																																																																																	
⑮	下水道用鉄筋コンクリート製組立マンホール	A－11																																																																																																																																	
規格番号	資 材 名																																																																																																																																		
JSWAS A-1	下水道用鉄筋コンクリート管																																																																																																																																		
JSWAS A-2	下水道推進工法用鉄筋コンクリート管																																																																																																																																		
JSWAS A-3	下水道シールド工用標準鋼製セグメント																																																																																																																																		
JSWAS A-4	下水道シールド工用標準コンクリート系セグメント																																																																																																																																		
JSWAS A-6	下水道小口径管推進工法用鉄筋コンクリート管																																																																																																																																		
JSWAS A-7	下水道ミニシールド工法用鉄筋コンクリートセグメント																																																																																																																																		
JSWAS A-8	下水道推進工法用ガラス繊維鉄筋コンクリート管																																																																																																																																		
JSWAS A-9	下水道用台付鉄筋コンクリート管																																																																																																																																		
JSWAS A-10	下水道用鉄筋コンクリート製小型組立マンホール																																																																																																																																		
JSWAS A-11	下水道用鉄筋コンクリート製組立マンホール																																																																																																																																		
JSWAS A-12	下水道用鉄筋コンクリート製ボックスカルバート																																																																																																																																		
JSWAS A-13	下水道用プレストレストコンクリート製ボックスカルバート																																																																																																																																		
JSWAS G-1	下水道用ダクティル铸铁管																																																																																																																																		
JSWAS G-2	下水道推進工法用ダクティル铸铁管																																																																																																																																		
JSWAS G-3	下水道用铸铁製防護ふた																																																																																																																																		
JSWAS G-4	下水道用铸铁製マンホールふた																																																																																																																																		
JSWAS K-1	下水道用硬質塩化ビニル管																																																																																																																																		
JSWAS K-2	下水道用強化プラスチック複合管																																																																																																																																		
JSWAS K-6	下水道推進工法用硬質塩化ビニル管																																																																																																																																		
JSWAS K-7	下水道用硬質塩化ビニル製ます																																																																																																																																		
JSWAS K-8	下水道用ポリプロピレン製ます																																																																																																																																		
JSWAS K-9	下水道用硬質塩化ビニル製小型マンホール																																																																																																																																		
JSWAS K-10	下水道用レジンコンクリート製マンホール																																																																																																																																		
JSWAS K-11	下水道用レジンコンクリート管																																																																																																																																		
JSWAS K-12	下水道推進工法用レジンコンクリート管																																																																																																																																		
JSWAS K-13	下水道用リブ付硬質塩化ビニル管																																																																																																																																		
JSWAS K-14	下水道用ポリエチレン管																																																																																																																																		
JSWAS K-15	下水道用リブ付ポリエチレン管																																																																																																																																		
JSWAS K-16	下水道内挿用強化プラスチック複合管																																																																																																																																		
JSWAS K-17	下水道用硬質塩化ビニル製リブ付小型マンホール																																																																																																																																		
JSWAS K-19	下水道熱形成工法用硬質塩化ビニル更生管																																																																																																																																		

下水道管きょ工事仕様書 新旧対照表（令和8年10月改定）

章（改定後）	現 行	改 定	備 考
第11章 布設替工・管 更生工 P1	11－1 布設替工 (省略) 3 布設替に際し、設計図書に明示されていない使用不明の取付管が出現した場合は、明らかに閉鎖されている管を除き、工事監督員の指示を受け取付管の接続を行うこと。 (省略)	11－1 布設替工 (省略) 3 布設替に際し、設計図書に明示されていない使用不明の取付管が出現した場合は、土のうや塩ビキャップ等により明らかに閉鎖されている管を除き、工事監督員の指示を受け取付管の接続を行うこと。 (省略)	詳細の追記
第11章 布設替工・管 更生工 P1	11－2 管更生工 11－2－1 一般事項 1 本仕様書は、管きょの更生工事における下水道本管を自立管および複合管により更生させる工事及び取付管更生工事に適用するものである。 2 受注者は、工法を採用するに当たっては（公財）日本下水道新技術機構等、公的機関の審査証明を得た工法であり、構築または形成方法にかかわらず、現場の施工条件に適合する工法かつ、「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」で示す「要求性能」に適合する工法でなければならない。 3 自立管、複合管の設計・施工管理にあたっては、本章に定めるほか、「ガイドライン」、 「管更生の手引き（案）」（社団法人—日本下水道協会） に基づくこととする。 4 取付管更生工法について本章に定めのない事項は、 「取付け管の更生工法に関する設計・施工の手引き（案）平成27年8月」（公益社団法人—日本下水道管路管理業協会）に基づくものとするが、 詳細については、別途工事監督員と協議すること。	11－2 管更生工 11－2－1 一般事項 1 本仕様書は、管きょの更生工事における下水道本管を自立管および複合管により更生させる工事及び取付管更生工事に適用するものである。 2 受注者は、工法を採用するに当たっては（公財）日本下水道新技術機構等、公的機関の審査証明を得た工法であり、構築または形成方法にかかわらず、現場の施工条件に適合する工法かつ、「管路施設更生工法における設計・施工管理ガイドライン-2026 版-（公益社団法人 日本下水道協会）（以下「ガイドライン」という。）」で示す「要求性能」に適合する工法でなければならない。 3 自立管、複合管の設計・施工管理にあたっては、本章に定めるほか、「ガイドラインに基づくこととする。 4 マンホール更生・取付管更生工法について本章に定めのない事項は、「ガイドライン」に基づくものとするが、詳細については、別途工事監督員と協議すること。	根拠資料の改訂による変更
第11章 布設替工・管 更生工 P3	11－2－2 施工の条件 (省略) 3 既設管調査・事前処理 1) 受注者は、管きょの更生工事に先立ち既設管きょ内を洗浄するとともに、既設管きょ内を目視またはTVカメラ等によって調査しなければならない。調査の項目は延長、調査方法、 取り付け管突き出し処理 、浸入水処理、侵入根処理およびモルタル除去とし、その結果をまとめ工事監督員に提出しなければならない。 2) 受注者は、既設管調査の結果を工事監督員へ報告するとともに、更生管のシワ発生等が懸念されるなど事前処理工の必要がある場合には、工事監督員と協議し、管きょ更生工事に支障のないように切断・除去等により処理しなければならない。 3) 受注者は、作業に必要な洗浄水の使用にあたり、下水道河川局事業推進部所管の給水栓を使用したい場合は、工事監督員と協議すること (新設)	11－2－2 施工の条件 (省略) 3 既設管調査・事前処理 1) 受注者は、管きょの更生工事に先立ち既設管きょ内を洗浄するとともに、既設管きょ内を潜行目視またはTVカメラ等によって調査しなければならない。調査の項目は管種、内径、延長のほか、 流下阻害要因となる取付管突き出し、油脂の付着、侵入根、モルタル除去、および施工不良の原因となる浸入水 とし、その結果をまとめ工事監督員に提出しなければならない。 取付管からの浸入水は周辺地盤の地下水位と合わせて整理すること。 2) 受注者は、既設管調査の結果を工事監督員へ報告するとともに、更生管のシワ発生等が懸念されるなど事前処理工の必要がある場合には、工事監督員と協議し、管きょ更生工事に支障のないように切断・除去等により処理しなければならない。 3) 受注者は、作業に必要な洗浄水の使用にあたり、下水道河川局事業推進部所管の給水栓を使用したい場合は、工事監督員と協議すること。 4) 受注者は、取付管調査の結果を所定様式（様式－1～様式－4）、調査写真、および平面図、にとりまとめPDF形式で工事監督員へ提出すること。ただし様式－4、調査写真については判断基準表における異常ランクA・Bのみ作成すること。	根拠資料の改訂による変更

下水道管きょ工事仕様書 新旧対照表（令和8年10月改定）

章（改定後）	現 行	改 定	備 考																																																																																																												
		表 1 1－2－1 判断基準表（取付管、公共ます） <table><tr><th>番 号</th><th>ラ ン ク 調 査 項 目</th><th>A</th><th>B</th><th>C</th><th>備 考</th></tr><tr><td>1</td><td rowspan="10">取 付 管</td><td>損 傷 ・ 外 損</td><td>破損している （土砂が見える）</td><td>クラック</td><td>無</td></tr><tr><td>2</td><td>た る み</td><td>5cm以上 （取付管カメラ水没）</td><td>2～5cm未満</td><td>2cm未満</td><td>カメラヘッド径 5cmとして</td></tr><tr><td>3</td><td>勾 配</td><td>逆 勾 配</td><td>――</td><td>無</td><td>水の流下に対する 支障の有無</td></tr><tr><td>4</td><td>縦 目 の ズ レ</td><td>ソケットからの脱落 土砂碎石の露出</td><td>管厚程度のズレ 及び隙間</td><td>管厚以内のズレ 及び隙間</td><td></td></tr><tr><td>5</td><td>支 管 の ズ レ</td><td>本管からの脱落</td><td>本管と隙間あり</td><td>無</td><td></td></tr><tr><td>6</td><td>木 根</td><td>有</td><td>――</td><td>無</td><td>木根が侵入 しているか</td></tr><tr><td>7</td><td>モ ル タ ル 等</td><td>管径の20%以上</td><td>管径の20%未満</td><td>無</td><td>モルタル・ラード等 具体名で整理</td></tr><tr><td>8</td><td>横 断 管</td><td>有</td><td>――</td><td>無</td><td></td></tr><tr><td>9</td><td>老 朽 度</td><td>鉄筋が露出</td><td>粗骨材が露出</td><td>無</td><td></td></tr><tr><td>10</td><td>浸 入 水</td><td>勢いよく出ている</td><td>ちよろちよろ程度</td><td>にじみ程度 又は無</td><td></td></tr><tr><td>11</td><td rowspan="7">公 共 ま す</td><td>蓋</td><td>破 損</td><td>ヘアークラック 程 度</td><td>無</td></tr><tr><td>12</td><td>上 部</td><td>破 損</td><td>クラック</td><td>無</td><td></td></tr><tr><td>13</td><td>埋 ま り</td><td>5～30cm</td><td>1～5cm</td><td>無</td><td></td></tr><tr><td>14</td><td>突 出</td><td>5～30cm</td><td>1～5cm</td><td>無</td><td></td></tr><tr><td>16</td><td>目 地 の ズ レ</td><td>3cm以上 （土砂が見える）</td><td>1～3cm</td><td>良</td><td></td></tr><tr><td>17</td><td>管 口</td><td>破損又は隙間大 （土砂が見える）</td><td>隙間3cm未満</td><td>無</td><td></td></tr><tr><td></td><td>特 記</td><td colspan="4"></td></tr></table>	番 号	ラ ン ク 調 査 項 目	A	B	C	備 考	1	取 付 管	損 傷 ・ 外 損	破損している （土砂が見える）	クラック	無	2	た る み	5cm以上 （取付管カメラ水没）	2～5cm未満	2cm未満	カメラヘッド径 5cmとして	3	勾 配	逆 勾 配	――	無	水の流下に対する 支障の有無	4	縦 目 の ズ レ	ソケットからの脱落 土砂碎石の露出	管厚程度のズレ 及び隙間	管厚以内のズレ 及び隙間		5	支 管 の ズ レ	本管からの脱落	本管と隙間あり	無		6	木 根	有	――	無	木根が侵入 しているか	7	モ ル タ ル 等	管径の20%以上	管径の20%未満	無	モルタル・ラード等 具体名で整理	8	横 断 管	有	――	無		9	老 朽 度	鉄筋が露出	粗骨材が露出	無		10	浸 入 水	勢いよく出ている	ちよろちよろ程度	にじみ程度 又は無		11	公 共 ま す	蓋	破 損	ヘアークラック 程 度	無	12	上 部	破 損	クラック	無		13	埋 ま り	5～30cm	1～5cm	無		14	突 出	5～30cm	1～5cm	無		16	目 地 の ズ レ	3cm以上 （土砂が見える）	1～3cm	良		17	管 口	破損又は隙間大 （土砂が見える）	隙間3cm未満	無			特 記					
番 号	ラ ン ク 調 査 項 目	A	B	C	備 考																																																																																																										
1	取 付 管	損 傷 ・ 外 損	破損している （土砂が見える）	クラック	無																																																																																																										
2		た る み	5cm以上 （取付管カメラ水没）	2～5cm未満	2cm未満	カメラヘッド径 5cmとして																																																																																																									
3		勾 配	逆 勾 配	――	無	水の流下に対する 支障の有無																																																																																																									
4		縦 目 の ズ レ	ソケットからの脱落 土砂碎石の露出	管厚程度のズレ 及び隙間	管厚以内のズレ 及び隙間																																																																																																										
5		支 管 の ズ レ	本管からの脱落	本管と隙間あり	無																																																																																																										
6		木 根	有	――	無	木根が侵入 しているか																																																																																																									
7		モ ル タ ル 等	管径の20%以上	管径の20%未満	無	モルタル・ラード等 具体名で整理																																																																																																									
8		横 断 管	有	――	無																																																																																																										
9		老 朽 度	鉄筋が露出	粗骨材が露出	無																																																																																																										
10		浸 入 水	勢いよく出ている	ちよろちよろ程度	にじみ程度 又は無																																																																																																										
11	公 共 ま す	蓋	破 損	ヘアークラック 程 度	無																																																																																																										
12		上 部	破 損	クラック	無																																																																																																										
13		埋 ま り	5～30cm	1～5cm	無																																																																																																										
14		突 出	5～30cm	1～5cm	無																																																																																																										
16		目 地 の ズ レ	3cm以上 （土砂が見える）	1～3cm	良																																																																																																										
17		管 口	破損又は隙間大 （土砂が見える）	隙間3cm未満	無																																																																																																										
		特 記																																																																																																													
第 1 1 章 布設替工・管 更生工 P4～P5	11－2－3 更生管の仕様 1 更生管 【自立管】 受注者は、工事の設計条件と次の条件に基づき更生管厚の計算を行い、その結果が確認できる資料を作成し工事監督員に提出しなければならない。 ① 自立管の工法選定 更生工法は、工法により使用材料や施工性等の技術内容が異なるため、施工条件と各工法の特徴に基づいて、総合的に検討して適切な工法を決定しなければならない。 ② 更生管きょの評価 既設管きょの耐荷能力を見込まないこととする。 ③ 考慮する荷重状態 考慮する荷重は、常時の荷重及び地震時の荷重（「ガイドライン 3.3.4 考慮する荷重状態」参照）とする。なお、考慮する荷重は、工事監督員と協議し決定しなければならない。 ④ 更生管厚の算定 更生管厚は、「下水道用硬質塩化ビニル管（JSWAS K-1）」及び「下水道用強化プラスチック複合管（JSWAS K-2）」に準じて算出し、その厚さは、各工法協会等が定める最小の施工厚以上を確保するとともに、同協会が定める施工限界厚を上回らないことを確認しなければならない（「ガイドライン 3.3.10 常時の構造計算」参照）。 なお、採用する管厚は、工事監督員の承認を得なければならない	11－2－3 更生管の仕様 1 更生管 【自立管】 受注者は、工事の設計条件と次の条件に基づき更生管厚の計算を行い、その結果が確認できる資料を作成し工事監督員に提出しなければならない。更生管厚の計算にあたっては耐震計算（重要な幹線等についてはレベル 2 地震動、その他の管路についてはレベル 1 地震動）を合わせて実施すること。 ① 自立管の工法選定 更生工法は、工法により使用材料や施工性等の技術内容が異なるため、施工条件と各工法の特徴に基づいて、総合的に検討して適切な工法を決定しなければならない。 ② 更生管きょの評価 既設管きょの耐荷能力を見込まないこととする。 ③ 考慮する荷重状態 考慮する荷重は、常時の荷重及び地震時の荷重（反転・形成工法は「ガイドライン 3.3.4 考慮する荷重状態」、製管工法は「ガイドライン 3.4.4 考慮する荷重状態」参照）とする。 ④ 更生管厚の算定 更生管厚は、「ガイドライン 3.3.5 常時の荷重」に基づき更生管きょの管厚を算出するとともに、算出した管厚は、各工法協会等が定める最小の施工厚以上、かつ施工限界厚を上回らないようにする。（反転・形成工法は「ガイドライン 3.3.10 常時の構造計算」、製管工法は「ガイドライン 3.4.10 常時の構造計算」参照）。 なお、採用する管厚は、工事監督員の承認を得なければならない ⑤ 地震時の耐震計算 反転・形成工法は「ガイドライン 3.3.8 照査項目及び照査方法」、製管工法は「ガイドライン 3.4.10 照査項目及び照査方法」に基づき、地震時の耐震計算を行うこと。なお、耐震計算に必要な土質条件は工事監督員から提供する。	根拠資料の改訂による変更																																																																																																												

下水道管きょ工事仕様書 新旧対照表（令和8年10月改定）

章（改定後）	現 行	改 定	備 考
	【複合管】 受注者は、工事の設計条件と次の条件に基づき更生管の構造計算を行い、その結果が確認できる資料を作成し工事監督員に提出しなければならない。 ① 複合管の工法選定 更生工法は、工法により使用材料や施工性等の技術内容が異なるため、施工条件と各工法の特徴に基づいて、総合的に検討して適切な工法を決定しなければならない。 ② 更生管きょの評価 既設管きょの残存強度を見込むこととし、既設管の劣化状況を適切にモデル化しなければならない。 ③ 考慮する荷重状態 考慮する荷重は、常時の荷重及び地震時の荷重（「ガイドライン 3.4.4 考慮する荷重状態」参照）とする。なお、考慮する荷重は、工事監督員と協議し決定しなければならない。 ④ 更生管の構造計算 管更生の構造計算は、既設管きょの劣化状況等を反映し限界状態設計法によることとする。ただし、劣化状況を適切にモデル化できない小口径等の管きょについては、外圧試験により新管と同等以上の耐荷能力が確認できる場合はこの限りではない。	【複合管】 受注者は、工事の設計条件と次の条件に基づき更生管の構造計算を行い、その結果が確認できる資料を作成し工事監督員に提出しなければならない。 ① 複合管の工法選定 更生工法は、工法により使用材料や施工性等の技術内容が異なるため、施工条件と各工法の特徴に基づいて、総合的に検討して適切な工法を決定しなければならない。 ② 更生管きょの評価 既設管きょの残存強度を見込むこととし、既設管の劣化状況を適切にモデル化することで、新管と同等以上の耐荷性能及び耐久性等を有すること。 ③ 考慮する荷重状態 考慮する荷重は、常時の荷重及び地震時の荷重（「ガイドライン 3.4.4 考慮する荷重状態」参照）とする。 ④ 更生管の構造計算 更生管の構造計算は、既設管きょの劣化状況等を反映し限界状態設計法によることとする。ただし、劣化状況を適切にモデル化できない小口径等の管きょについては、JSWAS A-1 の外圧試験により新管と同等以上の耐荷能力が確認できる場合はこの限りではない。 ⑤ 地震時の耐震計算 「ガイドライン 3.5.9 照査項目及び照査方法」に基づき、地震時の耐震計算を行うこと。なお、耐震計算に必要な土質条件は工事監督員から提供する。	
第11章 布設替工・管 更生工 P4～P5	11－2－3 更生管の仕様 1 更生管 【自立管】 受注者は、工事の設計条件と次の条件に基づき更生管厚の計算を行い、その結果が確認できる資料を作成し工事監督員に提出しなければならない。 ① 自立管の工法選定 更生工法は、工法により使用材料や施工性等の技術内容が異なるため、施工条件と各工法の特徴に基づいて、総合的に検討して適切な工法を決定しなければならない。 ② 更生管きょの評価 既設管きょの耐荷能力を見込まないこととする。 ③ 考慮する荷重状態 考慮する荷重は、常時の荷重及び地震時の荷重（「ガイドライン 3.3.4 考慮する荷重状態」参照）とする。なお、考慮する荷重は、工事監督員と協議し決定しなければならない。 ④ 更生管厚の算定 更生管厚は、「下水道用硬質塩化ビニル管（JSWAS K-1）」及び「下水道用強化プラスチック複合管（JSWAS K-2）」に準じて算出し、その厚さは、各工法協会等が定める最小の施工厚以上を確保するとともに、同協会が定める施工限界厚を上回らないことを確認しなければならない（「ガイドライン 3.3.10 常時の構造計算」参照）。 なお、採用する管厚は、工事監督員の承認を得なければならない 【複合管】 受注者は、工事の設計条件と次の条件に基づき更生管の構造計算を行い、その結果が確認できる資料を作成し工事監督員に提出しなければならない。 ① 複合管の工法選定	11－2－3 更生管の仕様 1 更生管 【自立管】 受注者は、工事の設計条件と次の条件に基づき更生管厚の計算を行い、その結果が確認できる資料を作成し工事監督員に提出しなければならない。更生管厚の計算にあたっては耐震計算（重要な幹線等についてはレベル2地震動、その他の管路についてはレベル1地震動）を合わせて実施すること。 ① 自立管の工法選定 更生工法は、工法により使用材料や施工性等の技術内容が異なるため、施工条件と各工法の特徴に基づいて、総合的に検討して適切な工法を決定しなければならない。 ② 更生管きょの評価 既設管きょの耐荷能力を見込まないこととする。 ③ 考慮する荷重状態 考慮する荷重は、常時の荷重及び地震時の荷重（反転・形成工法は「ガイドライン 3.3.4 考慮する荷重状態」、製管工法は「ガイドライン 3.4.4 考慮する荷重状態」参照）とする。 ④ 更生管厚の算定 更生管厚は、「ガイドライン 3.3.5 常時の荷重」に基づき更生管きょの管厚を算出するとともに、算出した管厚は、各工法協会等が定める最小の施工厚以上、かつ施工限界厚を上回らないようにする。（反転・形成工法は「ガイドライン 3.3.10 常時の構造計算」、製管工法は「ガイドライン 3.4.10 常時の構造計算」参照）。 なお、採用する管厚は、工事監督員の承認を得なければならない ⑤ 地震時の耐震計算 反転・形成工法は「ガイドライン 3.3.8 照査項目及び照査方法」、製管工法は「ガイドライン 3.4.10 照査項目及び照査方法」に基づき、地震時の耐震計算を行うこと。なお、耐震計算に必要な土質条件は工事監督員から提供する。 【複合管】 受注者は、工事の設計条件と次の条件に基づき更生管の構造計算を行い、その結果が確認できる資料を作成し工事監督員に提出しなければならない。 ① 複合管の工法選定	根拠資料の改訂による変更

下水道管きょ工事仕様書 新旧対照表（令和8年10月改定）

章（改定後）	現 行	改 定	備 考
	更生工法は、工法により使用材料や施工性等の技術内容が異なるため、施工条件と各工法の特徴に基づいて、総合的に検討して適切な工法を決定しなければならない。 ② 更生管きょの評価 既設管きょの残存強度を見込むこととし、既設管の劣化状況を適切にモデル化しなければならない。 ③ 考慮する荷重状態 考慮する荷重は、常時の荷重及び地震時の荷重（「ガイドライン 3.4.4 考慮する荷重状態」参照）とする。なお、考慮する荷重は、工事監督員と協議し決定しなければならない。 ④ 更生管の構造計算 管更生の構造計算は、既設管きょの劣化状況等を反映し限界状態設計法によることとする。ただし、劣化状況を適切にモデル化できない小口径等の管きょについては、外圧試験により新管と同等以上の耐荷能力が確認できる場合はこの限りではない。 2 材料特性（物性値） 【自立管】 使用する更生管材料は、「ガイドライン 1.4.1 自立管の要求性能 表 1-7」に示す要求性能を満足することとし、工事監督員が認めた一般財団法人等を含む公的試験機関や ISO/IEC 17025 に認定されている試験所での試験結果、又は審査証明等により性能が満足することを保証しているものでなければならない。 なお、審査証明等とは、（公財）日本下水道新技術機構や公的認証機関等の評価によるものとする。 【複合管】 使用する更生管材料は、「ガイドライン 1.4.2 複合管の要求性能 表 1-9」に示す要求性能を満足することとし、工事監督員が認めた一般財団法人等を含む公的試験機関や ISO/IEC 17025 に認定されている試験所での試験結果、又は審査証明等により性能が満足することを保証しているものでなければならない。 なお、審査証明等とは、（公財）日本下水道新技術機構や公的認証機関等の評価によるものとする。	更生工法は、工法により使用材料や施工性等の技術内容が異なるため、施工条件と各工法の特徴に基づいて、総合的に検討して適切な工法を決定しなければならない。 ② 更生管きょの評価 既設管きょの残存強度を見込むこととし、既設管の劣化状況を適切にモデル化することで、新管と同等以上の耐荷性能及び耐久性等を有すること。 ③ 考慮する荷重状態 考慮する荷重は、常時の荷重及び地震時の荷重（「ガイドライン 3.4.4 考慮する荷重状態」参照）とする。 ④ 更生管の構造計算 更生管の構造計算は、既設管きょの劣化状況等を反映し限界状態設計法によることとする。ただし、劣化状況を適切にモデル化できない小口径等の管きょについては、JSWAS A-1 の外圧試験により新管と同等以上の耐荷能力が確認できる場合はこの限りではない。 ⑤ 地震時の耐震計算 「ガイドライン 3.5.9 照査項目及び照査方法」に基づき、地震時の耐震計算を行うこと。なお、耐震計算に必要な土質条件は工事監督員から提供する。 2 材料特性（物性値） 【自立管】 使用する更生管材料は、「ガイドライン 1.4.1 自立管の要求性能 表 1-8、表 1-10」に示す要求性能を満足することとし、工事監督員が認めた一般財団法人等を含む公的試験機関や ISO/IEC 17025 に認定されている試験所での試験結果、又は審査証明等により性能が満足することを保証しているものでなければならない。 なお、審査証明等とは、（公財）日本下水道新技術機構や公的認証機関等の評価によるものとする。 【複合管】 使用する更生管材料は、「ガイドライン 1.4.2 複合管の要求性能 表 1-15」に示す要求性能を満足することとし、工事監督員が認めた一般財団法人等を含む公的試験機関や ISO/IEC 17025 に認定されている試験所での試験結果、又は審査証明等により性能が満足することを保証しているものでなければならない。 なお、審査証明等とは、（公財）日本下水道新技術機構や公的認証機関等の評価によるものとする。	根拠資料の改訂による変更

下水道管きょ工事仕様書 新旧対照表（令和8年10月改定）

章（改定後）	現 行	改 定	備 考																																																						
第11章 布設替工・管 更生工 P5～P7	11－2－4 施工管理 （省略） 2—工程管理 受注者は、毎月末、工事進捗状況を工事監督員に報告しなければならない。 3 施工時の構築方法別施工管理 【自立管】 受注者は、構築方法別（熱硬化タイプ、光硬化タイプ、熱形成タイプ）に次の項目について施工計画書の記載内容を遵守して適切に管理しなければならない。 受注者は、施工計画書に記載された管理項目、管理値等を適切に管理するとともに、自動記録紙等に温度・圧力・時間等を記録し、工事監督員に提出しなければならない。 また、測定すべき温度及び圧力の測定位置と箇所数は、「ガイドライン 4.2.3 タイプ別の施工管理手法」によることとし、これにより難しい場合は、工事監督員と協議しなければならない。 1) 熱形成タイプ（密着管） <table><tr><td>① 材料の挿入（引込）速度</td><td>② 蒸気加熱時の温度管理</td></tr><tr><td>③ 蒸気加熱時の圧力管理</td><td>④ 拡張時及び冷却時の温度管理</td></tr><tr><td>⑤ 拡張時及び冷却時の圧力管理</td><td></td></tr></table> 2) 光硬化タイプ（現場硬化管） <table><tr><td>① 材料の挿入（引込）速度</td><td>② 反転時及び拡張時の圧力管理</td></tr><tr><td>③ 硬化時の電源管理</td><td>④ 硬化時の圧力管理</td></tr><tr><td>⑤ 硬化温度及び硬化時間の管理</td><td>⑥ 冷却養生時間の管理</td></tr></table> 3) 熱硬化タイプ（現場硬化管） <table><tr><td>① 材料挿入（反転・引込）速度</td><td>② 反転時及び拡張時の圧力管理</td></tr><tr><td>③ 硬化時の圧力管理</td><td>④ 硬化温度及び硬化時間の管理</td></tr><tr><td>⑤ 冷却養生時間の管理</td><td></td></tr></table> 【複合管】 受注者は、製管タイプのうち、螺旋巻き式及び組立て式において、「ガイドライン 4.2.3 タイプ別の施工管理手法」による次の項目について施工計画書の記載内容を遵守して適切に管理しなければならない。 <table><tr><td>③ かん合継手部分等の状態</td><td>② 充填材の性状</td></tr><tr><td>③ 充填材の圧縮強度等</td><td>④ 充填材の注入圧力の管理</td></tr><tr><td>⑤ 充填材の注入量の管理</td><td>⑥ 充填状況</td></tr></table> 4 取付管口の穿孔 受注者は、取付管口の穿孔において、十分な事前調査を行い、適切な方法により作業を行わなければならない。なお、事前調査及び取付管口穿孔の作業手順は、施工計画書に記載し、工事監督員の承認を得なければならない（「ガイドライン 4.2.4 取付管口の穿孔」参照）。 施工後、穿孔の仕上がり状況を工事監督員に報告するとともに、次に該当するものは速やかに補修しなければならない。 【取付管口の穿孔の仕上げ不良】 ① 穿孔形状の不良（円形又は楕円形等の既設取付管口形状との不整合）	① 材料の挿入（引込）速度	② 蒸気加熱時の温度管理	③ 蒸気加熱時の圧力管理	④ 拡張時及び冷却時の温度管理	⑤ 拡張時及び冷却時の圧力管理		① 材料の挿入（引込）速度	② 反転時及び拡張時の圧力管理	③ 硬化時の電源管理	④ 硬化時の圧力管理	⑤ 硬化温度及び硬化時間の管理	⑥ 冷却養生時間の管理	① 材料挿入（反転・引込）速度	② 反転時及び拡張時の圧力管理	③ 硬化時の圧力管理	④ 硬化温度及び硬化時間の管理	⑤ 冷却養生時間の管理		③ かん合継手部分等の状態	② 充填材の性状	③ 充填材の圧縮強度等	④ 充填材の注入圧力の管理	⑤ 充填材の注入量の管理	⑥ 充填状況	11－2－4 施工管理 （省略） （削除） 2 施工時の構築方法別施工管理 【自立管】 受注者は、構築方法別（熱形成タイプ、熱硬化タイプ、光硬化タイプ、製管タイプ）に次の項目について施工計画書の記載内容を遵守して適切に管理しなければならない。 受注者は、施工計画書に記載された管理項目、管理値等を適切に管理するとともに、自動記録紙等に温度・圧力・時間等を記録し、工事監督員に提出しなければならない。 また、測定すべき温度及び圧力の測定位置と箇所数は、「ガイドライン 4.2.3 タイプ別の施工管理手法」によることとし、これにより難しい場合は、工事監督員と協議しなければならない。 1) 熱形成タイプ（密着管） <table><tr><td>① 材料の挿入（引込）速度</td><td>② 蒸気加熱時の温度管理</td></tr><tr><td>③ 蒸気加熱時の圧力管理</td><td>④ 拡張時及び冷却時の温度管理</td></tr><tr><td>⑤ 拡張時及び冷却時の圧力管理</td><td></td></tr></table> 2) 熱硬化タイプ（現場硬化管） <table><tr><td>① 材料挿入（反転・引込）速度</td><td>② 反転時及び拡張時の圧力管理</td></tr><tr><td>③ 硬化時の圧力管理</td><td>④ 硬化温度及び硬化時間の管理</td></tr><tr><td>⑤ 冷却養生時間の管理</td><td></td></tr></table> 3) 光硬化タイプ（現場硬化管） <table><tr><td>① 材料の挿入（引込）速度</td><td>② 反転時及び拡張時の圧力管理</td></tr><tr><td>③ 硬化時の電源管理</td><td>④ 硬化時の圧力管理</td></tr><tr><td>⑤ 硬化温度及び硬化時間の管理</td><td>⑥ 冷却養生時間の管理</td></tr></table> 4) 製管タイプ（ら旋巻管） <table><tr><td>① かん合状態の確認</td><td>② 充填材の性状確認</td></tr><tr><td>③ 充填材の注入圧力管理</td><td>④ 充填材の注入量管理</td></tr><tr><td>⑤ 完全充てんの確認</td><td></td></tr></table> 【複合管】 受注者は、製管タイプのうち、ら旋巻管及び組立管において、「ガイドライン 4.2.3 タイプ別の施工管理手法」による次の項目について施工計画書の記載内容を遵守して適切に管理しなければならない。 <table><tr><td>① かん合状態の確認</td><td>② 充填材の性状確認</td></tr><tr><td>③ 充填材の圧縮強度の確認</td><td>④ 充填材の圧力管理</td></tr><tr><td>⑤ 充填材注入量管理</td><td>⑥ 完全充填の確認</td></tr></table> 3 取付管口の穿孔 受注者は、取付管口の穿孔において、十分な事前調査を行い、適切な方法により作業を行わなければならない。なお、事前調査及び取付管口穿孔の作業手順は、施工計画書に記載し、工事監督員の承認を得なければならない（「ガイドライン 4.2.4 取付管口の穿孔」参照）。更生後の管きょの内径 800mm 未満での施工にあたっては、穿孔機を用い、取付管口の穿孔を熟知した技術者（管路更生専門技士等）を選任すること。現場条件等により、これにより難しい場合は監督員と協議すること。 施工後、穿孔の仕上がり状況を工事監督員に報告するとともに、次に該当するものは速やかに補修しなければならない。 【取付管口の穿孔の仕上げ不良】 ① 穿孔形状の不良（円形又は楕円形等の既設取付管口形状との不整合）	① 材料の挿入（引込）速度	② 蒸気加熱時の温度管理	③ 蒸気加熱時の圧力管理	④ 拡張時及び冷却時の温度管理	⑤ 拡張時及び冷却時の圧力管理		① 材料挿入（反転・引込）速度	② 反転時及び拡張時の圧力管理	③ 硬化時の圧力管理	④ 硬化温度及び硬化時間の管理	⑤ 冷却養生時間の管理		① 材料の挿入（引込）速度	② 反転時及び拡張時の圧力管理	③ 硬化時の電源管理	④ 硬化時の圧力管理	⑤ 硬化温度及び硬化時間の管理	⑥ 冷却養生時間の管理	① かん合状態の確認	② 充填材の性状確認	③ 充填材の注入圧力管理	④ 充填材の注入量管理	⑤ 完全充てんの確認		① かん合状態の確認	② 充填材の性状 確認	③ 充填材の圧縮強度 の確認	④ 充填材の圧力 管理	⑤ 充填材注入量 管理	⑥ 完全充填 の確認	工事月報に統一 根拠資料の改訂による変更 文言の追記
① 材料の挿入（引込）速度	② 蒸気加熱時の温度管理																																																								
③ 蒸気加熱時の圧力管理	④ 拡張時及び冷却時の温度管理																																																								
⑤ 拡張時及び冷却時の圧力管理																																																									
① 材料の挿入（引込）速度	② 反転時及び拡張時の圧力管理																																																								
③ 硬化時の電源管理	④ 硬化時の圧力管理																																																								
⑤ 硬化温度及び硬化時間の管理	⑥ 冷却養生時間の管理																																																								
① 材料挿入（反転・引込）速度	② 反転時及び拡張時の圧力管理																																																								
③ 硬化時の圧力管理	④ 硬化温度及び硬化時間の管理																																																								
⑤ 冷却養生時間の管理																																																									
③ かん合継手部分等の状態	② 充填材の性状																																																								
③ 充填材の圧縮強度等	④ 充填材の注入圧力の管理																																																								
⑤ 充填材の注入量の管理	⑥ 充填状況																																																								
① 材料の挿入（引込）速度	② 蒸気加熱時の温度管理																																																								
③ 蒸気加熱時の圧力管理	④ 拡張時及び冷却時の温度管理																																																								
⑤ 拡張時及び冷却時の圧力管理																																																									
① 材料挿入（反転・引込）速度	② 反転時及び拡張時の圧力管理																																																								
③ 硬化時の圧力管理	④ 硬化温度及び硬化時間の管理																																																								
⑤ 冷却養生時間の管理																																																									
① 材料の挿入（引込）速度	② 反転時及び拡張時の圧力管理																																																								
③ 硬化時の電源管理	④ 硬化時の圧力管理																																																								
⑤ 硬化温度及び硬化時間の管理	⑥ 冷却養生時間の管理																																																								
① かん合状態の確認	② 充填材の性状確認																																																								
③ 充填材の注入圧力管理	④ 充填材の注入量管理																																																								
⑤ 完全充てんの確認																																																									
① かん合状態の確認	② 充填材の性状 確認																																																								
③ 充填材の圧縮強度 の確認	④ 充填材の圧力 管理																																																								
⑤ 充填材注入量 管理	⑥ 完全充填 の確認																																																								

下水道管きょ工事仕様書 新旧対照表 (令和8年10月改定)

章（改定後）	現 行	改 定	備 考
	② 穿孔寸法の不良（取付管の内径と比べて、過小又は過大となる不整合） ③ 取付管口の破損（継手箇所やソケットの損壊） ④ 穿孔部の閉塞（切削部分やアウターフィルムの残置） ⑤ 穿孔部の整形不良（バリの残置） ⑥ そのほか流下機能、耐荷性能に支障を来す異常 ５ 安全・衛生管理 受注者は、労働災害はもとより、物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、ならびに建設工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講じなければならない。また、管路内部で作業する場合は、「第２章 工事現場管理等安全管理」によるものとし、局地的な大雨への安全対策を遵守しなければならない。 なお、内径 800mm 未満の管きょ内部で作業を行う場合は、安全対策を検討し、その結果を工事監督員に提出し承認を得なければならない。 １) 下水管きょ更生工法における安全管理 ① 有資格者の適正配置 ② 下水道管内作業に適した保護具の着用 ③ 施工前の安全対策（情報収集） ④ 施工時の安全対策 ⑤ 周辺環境への対策 ⑥ 災害防止についての対策 ２) 酸素欠乏および硫化水素等有毒ガスの安全処置 ３) 供用中の施工における排水対策 ４) 安全に関する研修、訓練 ６ 施工環境管理 受注者は、施工中の環境に配慮するために次の環境対策を講じなければならない。 １) 工事広報 ２) 粉塵対策 ３) 臭気対策 ４) 騒音・振動対策 ５) 温水・排水熱対策 ６) 宅内逆流噴出等対策 自立管については、さらに以下の項目を追加する。 ７) 防爆対策	② 穿孔寸法の不良（取付管の内径と比べて、過小又は過大となる不整合） ③ 取付管口の破損（継手箇所やソケットの損壊） ④ 穿孔部の閉塞（切削部分やアウターフィルムの残置） ⑤ 穿孔部の整形不良（バリの残置） ⑥ そのほか流下機能、耐荷性能に支障を来す異常 ４ 安全・衛生管理 受注者は、労働災害はもとより、物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、ならびに建設工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講じなければならない。 管路内部で作業する場合は、「第２章 工事現場管理等安全管理」によるものとし、局地的な大雨への安全対策を遵守しなければならない。なお、内径 800mm 未満の管きょ内部で作業を行う場合は、安全対策を検討し、その結果を工事監督員に提出し承認を得なければならない。また、作業中にビルピットやポンプ場が稼働することで硫化水素等の発生や作業員の流出など、危険が伴う場合は各管理者に協力を依頼し、事前に槽内やポンプ井を空にして排水を停止させる等各管理者と事前に協議する。 １) 下水管きょ更生工法における安全管理 ① 有資格者の適正配置 ② 下水道管内作業に適した保護具の着用 ③ 施工前の安全対策（情報収集、雨天時ルールの確認、緊急時の避難計画等含む） ④ 施工時の安全対策 ⑤ 周辺環境への対策 ⑥ 災害防止についての対策 ２) 酸素欠乏および硫化水素等有毒ガスの安全処置 ３) 特定化学物質障害予防規則に基づく特定化学物質（スチレン等）に対する安全処置 ４) 供用中の施工における排水対策 ５) 挟まれ事故等に関する安全対策 ６) 安全に関する研修、訓練 ５ 施工環境管理 受注者は、施工中の環境に配慮するために次の環境対策を講じなければならない。 １) 工事広報 ２) 粉塵対策 ３) 臭気対策 ４) 騒音・振動対策 ５) 温水・排水熱対策 ６) 宅内逆流噴出等対策 ７) 防爆対策	文言の追記 文言の追記 文言の追記 文言の削除
第１１章 布設替工・管 更生工 P7～P9	11－２－５ 品質管理 １ 品質管理 受注者は、更生後の品質を確保するため、主任技術者または監理技術者の責任の下で、パンごとに「施工前の品質管理」「施工時および施工後の品質管理」について十分管理し、その結果が確認できる資料を作成して工事監督員に報告しなければならない。 ２ 施工前の品質管理 受注者は、工事着手前に、使用する更生材料等の品質を確認するため適正な管理下で製造されたことを証明する資料を工事監督員に提出しなければならない。また、受注者は、必要に応じ物性試験を行い工事監督員に提出しなければならない。 ３ 施工後の品質管理 (1) 材料の品質管理 ④ 更生材料は、各工法協会では定めている基準等を遵守し、適切に管理（保管）しなければ	11－２－５ 品質管理 １ 品質管理 受注者は、更生後の品質を確保するため、主任技術者または監理技術者の責任の下で、パンごとに「施工前の品質管理」「施工時および施工後の品質管理」について十分管理し、その結果が確認できる資料を作成して工事監督員に報告しなければならない。 ２ 施工前の品質管理 受注者は、適正な管理温度、紫外線などへの暴露の防止等、各工法協会では定めている更生材料の管理基準を遵守し、運搬搬入時及び保管の各段階において、適正に管理しなければならない。 受注者は、更生材が適正な管理のもとで製造されたことを証明する資料及び搬入前に更生材の出荷検査がなされたことを証明する資料を工事監督員へ提出し承認を得なければならない。 また、必要に応じて工事監督員へ立会を依頼し、現地で受け入れた更生材料の確認を行わなければならない。 ３ 施工後の品質管理	３ 施工後の品質管理から移動

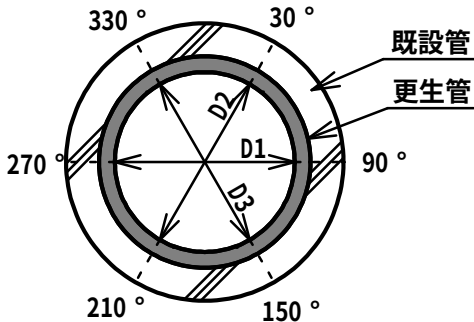
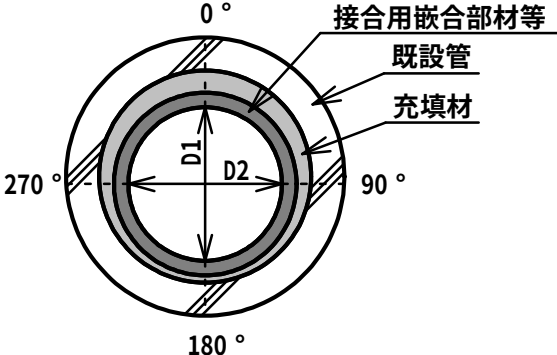
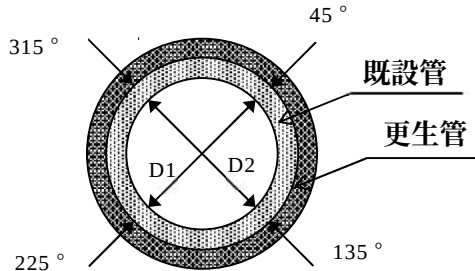
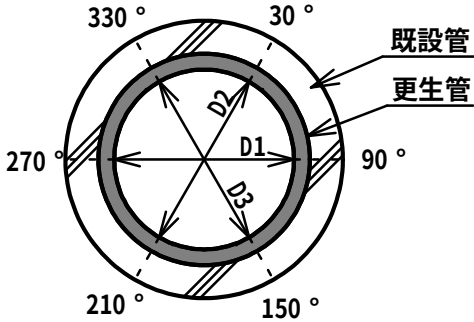
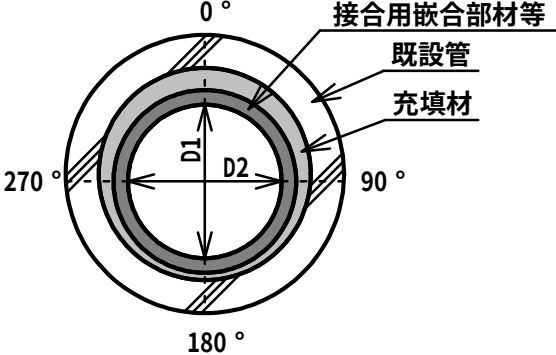
下水道管きょ工事仕様書 新旧対照表（令和8年10月改定）

章（改定後）	現 行	改 定	備 考																																																																																																																																																												
	ならない。 なお、しゅん工時には、材料の運搬・搬入及び現場内の保管・取扱いにおいて適正な材料管理がなされていることを写真で整理し、工事監督員に提出しなければならない。 ② 更生材が適正な管理のもとで製造されたことを証明する資料及び搬入前に更生材の出荷検査がなされたことを証明する資料を工事監督員へ提出し承認を得なければならない。 また、必要に応じて工事監督員へ立会を依頼し、現地で受け入れた更生材料の確認を行わなければならない。 (2) しゅん工時の品質管理 管更生のしゅん工時には、①曲げ試験（曲げ強さ（短期）及び曲げ弾性率（短期））及び、②耐薬品性試験、③耐震計算に必要となる引張強さ、引張弾性率、圧縮強さ、圧縮弾性率について試験を行い、その結果を工事監督員に提出し承認を得なければならない。 しゅん工時及び施工時等に確認すべき試験の一覧を下表に示す。 表 11-1 現場で確認すべき試験 <table><tr><th colspan="2"></th><th colspan="4">自立管</th><th colspan="2">複合管</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th colspan="2">熱形成 （密着管）</th><th colspan="2">熱硬化、光硬化 （現場硬化管）</th><th colspan="2">製管 （螺旋巻管、組立管）</th></tr><tr><th colspan="2">工場認定制度（Ⅱ類登録）</th><th>無</th><th>有</th><th>無</th><th>有</th><th>無</th><th>有</th></tr><tr><td rowspan="6">しゅん工時試験</td><td rowspan="2">曲げ試験 （曲げ強さ※1 ・曲げ弾性率）</td><td>○</td><td>---</td><td>○</td><td>○</td><td>---</td><td>---</td></tr><tr><td>スパン毎※2</td><td>---</td><td>スパン毎※2</td><td>スパン毎※2</td><td>---</td><td>---</td></tr><tr><td rowspan="2">耐薬品性試験</td><td>○ 耐薬※3</td><td>---</td><td>○ 新耐薬※3</td><td>---</td><td>○ 耐薬※3</td><td>---</td></tr><tr><td>スパン毎※2</td><td>---</td><td>工法毎</td><td>---</td><td>工法毎</td><td>---</td></tr><tr><td rowspan="2">耐震性確認※5</td><td>○※4</td><td>---</td><td>○※4</td><td>---</td><td>---</td><td>---</td></tr><tr><td>工法毎</td><td>---</td><td>工法毎</td><td>---</td><td>---</td><td>---</td></tr><tr><td rowspan="2">施工時試験</td><td rowspan="2">充てん材 圧縮強度試験</td><td>---</td><td>---</td><td>---</td><td>---</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>---</td><td>---</td><td>---</td><td>---</td><td>1回/100m※6</td><td>1回/100m※6</td></tr></table> ※1 曲げ強さは、更生管が硬化していることの確認と耐震性能を満足していることの確認のため、管軸方向の「最大荷重時の曲げ応力度」とすること。 ※2 受発注者相互の協議に基づき「現場条件が同等」※7とみなせる場合は、管径毎とすることができる。（ただし、10スパンに1回は試験を行う。） ※3 耐 薬： JSWAS K-1, JSWAS K-14に規定している耐薬品性試験 新耐薬： 現場硬化管を対象とした浸漬後曲げ試験 ※4 耐震計算を行うことが必要な場合に実施すること ※5 曲げ試験と同様に、施工済みの管きょから試験片を採取し、JIS K 7161による引張特性の試験及びJIS K 7181による圧縮特性の試験を行い、引張強さ、引張弾性率、圧縮強さ、圧縮弾性率（いずれも短期）が申告値を上回っていること。 なお、耐震性確認としての曲げ特性（曲げ強さ、曲げ弾性率）は、曲げ試験の結果にて確認する。 ※6 既設管きょの内径φ800mm以上の場合は、注入日毎に1回行う。 ※7 「現場条件が同等」とみなす条件は以下のとおり。 ・施工する季節が同一である場合 ・施工時間帯が同一である場合 ・工法が同一である場合 ・更生管きょの管厚が同一である場合 ・施工延長に大きな差が無い場合※8 ・運搬状況や保管状況が同等である場合 ※8 施工延長が、「建設技術審査証明の技術の適用範囲において管径に応じ示されている施工延長」以内であれば、更生材の物性が同一で変化がなく、標準的な施工が可能であるため、施工延長に大きな差はないと判断する。			自立管				複合管				熱形成 （密着管）		熱硬化、光硬化 （現場硬化管）		製管 （螺旋巻管、組立管）		工場認定制度（Ⅱ類登録）		無	有	無	有	無	有	しゅん工時試験	曲げ試験 （曲げ強さ※1 ・曲げ弾性率）	○	---	○	○	---	---	スパン毎※2	---	スパン毎※2	スパン毎※2	---	---	耐薬品性試験	○ 耐薬※3	---	○ 新耐薬※3	---	○ 耐薬※3	---	スパン毎※2	---	工法毎	---	工法毎	---	耐震性確認※5	○※4	---	○※4	---	---	---	工法毎	---	工法毎	---	---	---	施工時試験	充てん材 圧縮強度試験	---	---	---	---	○	○	---	---	---	---	1回/100m※6	1回/100m※6	(1) しゅん工時の品質管理 管更生のしゅん工時には、①曲げ試験（曲げ強さ（短期）及び曲げ弾性率（短期））及び、②耐薬品性試験、③耐震計算に必要となる引張強さ、引張弾性率、圧縮強さ、圧縮弾性率について試験を行い、「11-2-3 更生管の仕様」により選定した工法及び計算結果による設計値を満足することを確認する。また、その結果を工事監督員に提出しなければならない。しゅん工時及び施工時等に確認すべき試験の一覧を下表に示す 表 11-2-2 現場で確認すべき試験 <table><tr><th colspan="2"></th><th colspan="4">自立管</th><th colspan="2">複合管</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th colspan="2">熱形成タイプ （密着管）</th><th colspan="2">熱硬化タイプ、 光硬化タイプ （現場硬化管）</th><th colspan="2">製管タイプ （ら旋巻管）</th></tr><tr><th colspan="2">認定工場制度 （Ⅰ類指定又はⅡ類登録）</th><th>無</th><th>有</th><th>無</th><th>有</th><th>無</th><th>有</th></tr><tr><td rowspan="6">しゅん工時試験</td><td rowspan="2">曲げ試験 （曲げ試さ注1, 曲げ 弾性率）</td><td>○</td><td>---</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>---</td></tr><tr><td>スパン毎注2</td><td>---</td><td>スパン毎注2</td><td>スパン毎注7</td><td>スパン毎注7</td><td>---</td></tr><tr><td rowspan="2">耐薬品性試験</td><td>○ 耐薬注3</td><td>---</td><td>○ 新耐薬注3</td><td>---</td><td>○ 耐薬注3</td><td>---</td></tr><tr><td>スパン毎注2</td><td>---</td><td>工法毎</td><td>---</td><td>工法毎</td><td>---</td></tr><tr><td rowspan="2">耐震性試験注5</td><td>○注4</td><td>---</td><td>○注4</td><td>---</td><td>---</td><td>---</td></tr><tr><td>工法毎</td><td>---</td><td>工法毎</td><td>---</td><td>---</td><td>---</td></tr><tr><td rowspan="2">施工時試験</td><td rowspan="2">充填材 圧縮強度試験</td><td>---</td><td>---</td><td>---</td><td>---</td><td>---</td><td>---</td></tr><tr><td>---</td><td>---</td><td>---</td><td>---</td><td>---</td><td>---</td></tr></table> 注 1: 曲げ強さは、更生管きょが硬化していることの確認と耐震性能を満足していることの確認のため、管軸方向の「最大荷重時の曲げ応力度」とする。 注 2: 発注者と受注者の協議に基づき「現場条件が同等」とみなせる場合は、管径毎とすることができる。ただし、10 スパンに 1 回は試験を行う。 注 3:耐薬: JSWAS K-1, JSWAS K-14, JSWAS K-19 に規定している耐薬品性試験。 新耐薬: 現場硬化管を対象とした浸漬後曲げ試験 注 4:耐震計算が必要な場合に実施 注 5:曲げ試験と同様に、施工済みの管きょから試験片を採取し、JIS K 7161 による引張特性の試験及びJIS K 7181 による圧縮特性の試験を行い、引張強さ、引張弾性率、圧縮強さ、圧縮弾性率（いずれも短期）が申告値を上回っていることを確認する。なお、耐震性確認としての曲げ特性(曲げ強さ、曲げ弾性率)は、曲げ試験の結果にて確認する。 注 6: 既設管きょの内径 800mm 以上の場合は、注入日毎に 1 回行う。 注 7: 金属部材の場合は不要 注 8: 「現場条件が同等」とみなす条件は以下の通り ・施工する季節が同一である場合 ・施工時間帯が同一である場合 ・工法が同一である場合			自立管				複合管				熱形成タイプ （密着管）		熱硬化タイプ、 光硬化タイプ （現場硬化管）		製管タイプ （ら旋巻管）		認定工場制度 （Ⅰ類指定又はⅡ類登録）		無	有	無	有	無	有	しゅん工時試験	曲げ試験 （曲げ試さ注1, 曲げ 弾性率）	○	---	○	○	○	---	スパン毎注2	---	スパン毎注2	スパン毎注7	スパン毎注7	---	耐薬品性試験	○ 耐薬注3	---	○ 新耐薬注3	---	○ 耐薬注3	---	スパン毎注2	---	工法毎	---	工法毎	---	耐震性試験注5	○注4	---	○注4	---	---	---	工法毎	---	工法毎	---	---	---	施工時試験	充填材 圧縮強度試験	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	根拠資料の改訂による変更
		自立管				複合管																																																																																																																																																									
		熱形成 （密着管）		熱硬化、光硬化 （現場硬化管）		製管 （螺旋巻管、組立管）																																																																																																																																																									
工場認定制度（Ⅱ類登録）		無	有	無	有	無	有																																																																																																																																																								
しゅん工時試験	曲げ試験 （曲げ強さ※1 ・曲げ弾性率）	○	---	○	○	---	---																																																																																																																																																								
		スパン毎※2	---	スパン毎※2	スパン毎※2	---	---																																																																																																																																																								
	耐薬品性試験	○ 耐薬※3	---	○ 新耐薬※3	---	○ 耐薬※3	---																																																																																																																																																								
		スパン毎※2	---	工法毎	---	工法毎	---																																																																																																																																																								
	耐震性確認※5	○※4	---	○※4	---	---	---																																																																																																																																																								
		工法毎	---	工法毎	---	---	---																																																																																																																																																								
施工時試験	充てん材 圧縮強度試験	---	---	---	---	○	○																																																																																																																																																								
		---	---	---	---	1回/100m※6	1回/100m※6																																																																																																																																																								
		自立管				複合管																																																																																																																																																									
		熱形成タイプ （密着管）		熱硬化タイプ、 光硬化タイプ （現場硬化管）		製管タイプ （ら旋巻管）																																																																																																																																																									
認定工場制度 （Ⅰ類指定又はⅡ類登録）		無	有	無	有	無	有																																																																																																																																																								
しゅん工時試験	曲げ試験 （曲げ試さ注1, 曲げ 弾性率）	○	---	○	○	○	---																																																																																																																																																								
		スパン毎注2	---	スパン毎注2	スパン毎注7	スパン毎注7	---																																																																																																																																																								
	耐薬品性試験	○ 耐薬注3	---	○ 新耐薬注3	---	○ 耐薬注3	---																																																																																																																																																								
		スパン毎注2	---	工法毎	---	工法毎	---																																																																																																																																																								
	耐震性試験注5	○注4	---	○注4	---	---	---																																																																																																																																																								
		工法毎	---	工法毎	---	---	---																																																																																																																																																								
施工時試験	充填材 圧縮強度試験	---	---	---	---	---	---																																																																																																																																																								
		---	---	---	---	---	---																																																																																																																																																								

下水道管きょ工事仕様書 新旧対照表（令和 8 年 10 月改定）

章（改定後）	現 行	改 定	備 考
	(3) 更生を行った後の管きょ内に発生するシワの評価 シワは、管きょの機能に影響を与えることが想定されるため、施工の不備によるシワの発生は、原則として認めないこととする。 シワがやむを得ず発生した場合は、ISO 11296 に基づいた JIS A 7511 の規定に準拠し検討を行い、シワの発生が許容範囲内であれば管きょの機能へ影響を与えないこととする。 なお、シワの許容範囲とは、断面方向又は縦断方向に発生したシワの高さを指し、呼び径 300mm を超える場内は呼び径×2%以下、呼び径 300mm 以下の場合は 6mm 以下と定める。 シワが発生した場合は、上記の評価及び発生原因を検討した後、その結果を工事監督員へ報告し、今後の対応について協議しなければならない。	・施工延長に大きな差がない場合。ただし「建設技術審査証明書の技術の適用範囲において関係に応じ示されている施工延長」以内であれば、施工延長に大きな差はないと判断する (2) 更生を行った後の管きょ内に発生するシワの評価 シワは、耐荷性能や流下能力、耐久性能等に影響を与えることが想定されるため、施工の不備によるシワの発生は、原則として認めないこととする。 シワがやむを得ず発生した場合は、ISO 11296 に基づいた JIS A 7511 の規定に準拠し検討を行い、シワの発生が許容範囲内であれば管きょの機能へ影響を与えないこととする。 なお、シワの許容範囲とは、断面方向又は縦断方向に発生したシワの高さを指し、呼び径 300mm を超える場合は呼び径×2%以下、呼び径 300mm 以下の場合は 6mm 以下と定める。 シワが発生した場合は、上記の評価及び発生原因を検討した後、その結果を工事監督員へ報告し、今後の対応について協議しなければならない。	
第 1 1 章 布設替工・管 更生工 P10～ P11	11－2－6 出来形管理 1 寸法管理 【自立管】 受注者は、更生管の出来形を把握するため、更生管内径、延長を計測しなければならない。また、更生管と既設管きょの密着性を確認するため、更生管の内径について、24 時間以降で図 11-2-1 に示す同じ測定位置で計測し、その記録を工事監督員に提出しなければならない。 【複合管】 受注者は、更生管の出来形を把握するため、更生管内径（高さ・幅）、延長を図 11-2-2 に示す同じ測定位置で計測し、その記録を工事監督員に提出しなければならない。 【取付管更生】 受注者は、更生管の出来形を把握するため、管口付近の切断面の 4 か所の管更生厚または更生管内径、延長を図 11-2-3 に示す同じ測定位置で計測し、その記録を工事監督員に提出しなければならない。 2 更生管きょ厚み・内径の管理 【自立管】 受注者は、更生工事完了後の更生管厚または仕上り内径が適正であることを次の測定方法により確認しなければならない。 ① 更生管の測定は、1 スパンの上下流マンホールの管口付近で行うこと。なお、管きょ内に作業員が入坑できる場合は仕上がり内径についてスパンの中間部付近でも測定を行うこと。 ② 更生管の測定箇所は円周上の 6 箇所とする。ただし、マンホール内に更生管を突き出した状態で更生を完了する場合には、突き出し部分の管厚に増減が生じるため、既設管きょと更生管の内径差により管厚を求めること。 ③ 更生管厚の検査基準は、6 箇所の平均管厚が呼び厚さ以上で、かつ、上限は＋20%以内とし、測定値の最小値は設計更生管厚以上とする。 なお、既設管きょと同等の水理性能を確保しているものを合格とする。 ④ 更生管の内径については、24 時間以降の測定値で差がないことを確認する。 ⑤ 更生管厚の測定は、更生管の縫い目を避けて行うこと。 【複合管】 受注者は、更生工事完了後の更生管厚または仕上り内径が適正であることを次の測定方法により確認しなければならない。 ① 仕上がり内径の測定は、スパンごとの上下流マンホールの管口付近で行うこと。なお、管きょ内に作業員が入坑できる場合は仕上がり内径についてスパンの中間部付近でも測定を行うこと。 ② 測定箇所は、上下左右の充填材を含めた更生材厚さが異なることから、更生管の内側	11－2－6 出来形管理 1 寸法管理 【自立管（熱形成タイプ、熱硬化タイプ、光硬化タイプ）】 受注者は、更生管の出来形を把握するため、更生管内径を計測しなければならない。また、更生管と既設管きょの密着性を確認するため、更生管の内径について、24 時間以降で図 11-2-1 に示す同じ測定位置で計測し、その記録を工事監督員に提出しなければならない。 【自立管（製管タイプ）、複合管】 受注者は、更生管の出来形を把握するため、更生管内径（高さ・幅）を図 11-2-2 に示す同じ測定位置で計測し、その記録を工事監督員に提出しなければならない。 2 更生管きょ厚み・内径の管理 【自立管（熱形成タイプ、熱硬化タイプ、光硬化タイプ）】 受注者は、更生工事完了後の更生管厚または仕上り内径が適正であることを次の測定方法により確認しなければならない。 ① 更生管の測定は、本管はスパンごとの上下流マンホールの管口付近で行うこと。取付管の測定位置は管口付近の切断面とする。更生後の内径がφ800mm 以上の場合は、スパンの中間部付近でも 1 地点以上測定する。流入量等により測定が困難な場合や、短いスパンの場合は監督員と協議の上、中間部の測定を省略することができる。 ② 更生管の測定箇所は円周上の 6 箇所とする。ただし、マンホール内に更生管を突き出した状態で更生を完了する場合には、突き出し部分の管厚に増減が生じるため、既設管きょと更生管の内径差により管厚を求めること。 ③ 更生管厚の検査基準は、6 箇所の平均管厚が呼び厚さ以上で、かつ、上限は＋20%以内とし、測定値の最小値は設計更生管厚以上とする。 なお、既設管きょと同等の水理性能を確保しているものを合格とする。 ④ 更生管の内径の測定時期は、硬化後 24 時間以降とする。 ⑤ 更生管厚の測定は、更生管の縫い目を避けて行うこと。 【自立管（製管タイプ）、複合管】 受注者は、更生工事完了後の更生管厚または仕上り内径が適正であることを次の測定方法により確認しなければならない。 ① 仕上がり内径の測定は、スパンごとの上下流マンホールの管口付近で行うこと。なお、更生後の内径がφ800mm 以上の場合は、スパンの中間部付近でも 1 地点以上測定する。流入量等により測定が困難な場合や、短いスパンの場合は監督員と協議の上、中間部の測定を省略することができる。 ② 測定箇所は、上下左右の充填材を含めた更生材厚さが異なることから、更生管の内側	根拠資料の改訂による変更 根拠資料の改訂による変更

下水道管きょ工事仕様書 新旧対照表（令和8年10月改定）

章（改定後）	現 行	改 定	備 考
	中央高さと幅の2箇所の仕上がり内径を測定すること。 ③ 検査基準については、平均内径が設計更生管径を下回らないこととする。 なお、既設管きょと同等の水理性能を確保しているものを合格とする 自 立 管  複 合 管  図 11-2-1 仕上り内径の測定位置 図 11-2-2 仕上がり内径の測定位置 取付管更生  図 11-2-3 仕上り内径の測定位置 3 内面仕上がり状況の管理 1) 受注者は、更生工完了時において更生管内を洗浄し取付け管穿孔片を除去した後、全スパンについて目視あるいはTVカメラ等により外観検査を行い、その結果を工事監督員に提出しなければならない。なお、TVカメラ等の場合、取付け管口においては必ず側視を行い、状況を入念に確認しなければならない。 2) 受注者は、更生管と既設マンホールとの本管管口仕上げ部においては、浸入水、仕上げ材のはく離およびひび割れ等の異常のないことを確認し、その結果を工事監督員に提出しなければならない。 3) 受注者は、取付管口の穿孔仕上げ状態として、既存の取付管口形態と流下性能を確保し、新たに漏水、侵入水の原因となる状況を発生させていないことを確認しなければならない。 【自立管】 4) 受注者は、更生工完了時において、更生管の設計強度、耐久性および水理性能等を損なうようなシワ、たるみ、はく離、漏水および異常変色等の欠陥や異状箇所がないことを確認し、その結果を工事監督員に提出しなければならない。 【複合管】 5) 受注者は、確認の内容としては、更生管の変形、更生管浮上による縦断勾配の不陸等の欠	中央高さと幅の2箇所の仕上がり内径を測定すること。 ③ 検査基準については、平均内径が設計更生管径を下回らないこととする。 なお、既設管きょと同等の水理性能を確保しているものを合格とする 自立管（熱形成、熱硬化、光硬化）  自立管（製管）、複合管  図 1 1 - 2 - 1 仕上り内径の測定位置 図 1 1 - 2 - 2 仕上がり内径の測定位置 (削除) 3 内面仕上がり状況の管理 1) 受注者は、更生工完了時において更生管内を洗浄し取付け管穿孔片を除去した後、全スパンについて目視あるいはTVカメラ等により外観検査を行い、その結果を工事監督員に提出しなければならない。なお、TVカメラ等の場合、取付け管口においては必ず側視を行い、状況を入念に確認しなければならない。 2) 受注者は、更生管と既設マンホールとの本管管口仕上げ部においては、浸入水、仕上げ材のはく離およびひび割れ等の異常のないことを確認し、その結果を工事監督員に提出しなければならない。 3) 受注者は、取付管口の穿孔仕上げ状態として、既存の取付管口形態と流下性能を確保し、新たに漏水、侵入水の原因となる状況を発生させていないことを確認しなければならない。 工法タイプが熱硬化タイプ及び熱形成タイプの場合、冷却により、管軸方向及び管円周方向に収縮が発生することがあるため、十分な養生がされた後に管口の穿孔状況を確認する。 【自立管（熱形成タイプ、熱硬化タイプ、光硬化タイプ）】 4) 受注者は、更生工完了時において、更生管の設計強度、耐久性および水理性能等を損なうようなシワ、たるみ、はく離、漏水および異常変色等の欠陥や異状箇所がないことを確認し、その結果を工事監督員に提出しなければならない。 【自立管（製管タイプ）、複合管】 5) 受注者は、更生管の変形、更生管浮上による縦断勾配の不陸等の欠陥や異常箇所がないこ	根拠資料の改訂による変更

下水道管きょ工事仕様書 新旧対照表（令和8年10月改定）

章（改定後）	現 行	改 定	備 考																																																					
	陥や異常個所がないことを確認し、その結果を工事監督員に提出しなければならない。 4 工事記録写真等の撮影および提出 受注者は、工事記録写真等検査結果等の記録を報告書に添付して工事監督員に提出しなければならない。	とを確認し、その結果を工事監督員に提出しなければならない。 4 工事記録写真等の撮影および提出 受注者は、写真管理項目に基づき、工事記録写真等検査結果等の記録を報告書に添付して工事監督員に提出しなければならない。	写真管理項目の追加による修正																																																					
第11章 布設替工・管更生工 P12	（新設）	11－2－7 提出図書 （省略） 2 写真管理項目 <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">工種</th><th rowspan="2">項目</th><th colspan="3">写真管理項目</th><th rowspan="2">留意事項 （撮影頻度における）</th></tr><tr><th>撮影種目</th><th>撮影頻度</th><th>提出頻度</th></tr><tr><td rowspan="9">管きょ工（管更生）</td><td rowspan="9">管更生工</td><td rowspan="2">材料、品質等</td><td>使用材料の保管状況</td><td>代表箇所1回</td><td>代表箇所1回</td><td>保管温度の測定を含む</td></tr><tr><td>施工前の使用材料の確認状況（ロット番号等）</td><td>管径毎、ロット番号毎に1か所</td><td>管径毎に各1枚</td><td></td></tr><tr><td></td><td>試験用材料の現場採取状況</td><td>管径毎、ロット番号毎に1か所</td><td>管径毎に各1枚</td><td>製管工法の充填材は注入日毎（800mm 未満の場合は施工延長100m 毎に1回）</td></tr><tr><td>事前調査工</td><td>TV カメラ調査写真、映像</td><td>全スパン</td><td>全スパン</td><td>映像の場合も撮影年月日がわかるようにすること</td></tr><tr><td rowspan="3">事前処理工</td><td>障害物の除去状況（取付け管の突出し、モルタルの付着、木根等）</td><td>施工箇所毎</td><td>施工箇所毎</td><td></td></tr><tr><td>取付管の閉塞</td><td>施工箇所毎</td><td>施工箇所毎</td><td>製管工法のみ</td></tr><tr><td>本管目地の補修</td><td>施工箇所毎</td><td>施工箇所毎</td><td>製管工法のみ</td></tr><tr><td rowspan="2">更生工</td><td>本管の洗浄状況</td><td>管径毎に各1箇所</td><td>管径毎に各1枚</td><td></td></tr><tr><td>挿入状況</td><td>管径毎に各1箇所</td><td>管径毎に各1枚</td><td></td></tr></table>	区分	工種	項目	写真管理項目			留意事項 （撮影頻度における）	撮影種目	撮影頻度	提出頻度	管きょ工（管更生）	管更生工	材料、品質等	使用材料の保管状況	代表箇所1回	代表箇所1回	保管温度の測定を含む	施工前の使用材料の確認状況（ロット番号等）	管径毎、ロット番号毎に1か所	管径毎に各1枚			試験用材料の現場採取状況	管径毎、ロット番号毎に1か所	管径毎に各1枚	製管工法の充填材は注入日毎（800mm 未満の場合は施工延長100m 毎に1回）	事前調査工	TV カメラ調査写真、映像	全スパン	全スパン	映像の場合も撮影年月日がわかるようにすること	事前処理工	障害物の除去状況（取付け管の突出し、モルタルの付着、木根等）	施工箇所毎	施工箇所毎		取付管の閉塞	施工箇所毎	施工箇所毎	製管工法のみ	本管目地の補修	施工箇所毎	施工箇所毎	製管工法のみ	更生工	本管の洗浄状況	管径毎に各1箇所	管径毎に各1枚		挿入状況	管径毎に各1箇所	管径毎に各1枚		項目の追加
区分	工種	項目				写真管理項目				留意事項 （撮影頻度における）																																														
			撮影種目	撮影頻度	提出頻度																																																			
管きょ工（管更生）	管更生工	材料、品質等	使用材料の保管状況	代表箇所1回	代表箇所1回	保管温度の測定を含む																																																		
			施工前の使用材料の確認状況（ロット番号等）	管径毎、ロット番号毎に1か所	管径毎に各1枚																																																			
			試験用材料の現場採取状況	管径毎、ロット番号毎に1か所	管径毎に各1枚	製管工法の充填材は注入日毎（800mm 未満の場合は施工延長100m 毎に1回）																																																		
		事前調査工	TV カメラ調査写真、映像	全スパン	全スパン	映像の場合も撮影年月日がわかるようにすること																																																		
		事前処理工	障害物の除去状況（取付け管の突出し、モルタルの付着、木根等）	施工箇所毎	施工箇所毎																																																			
			取付管の閉塞	施工箇所毎	施工箇所毎	製管工法のみ																																																		
			本管目地の補修	施工箇所毎	施工箇所毎	製管工法のみ																																																		
		更生工	本管の洗浄状況	管径毎に各1箇所	管径毎に各1枚																																																			
			挿入状況	管径毎に各1箇所	管径毎に各1枚																																																			

下水道管きょ工事仕様書 新旧対照表（令和8年10月改定）

章（改定後）	現 行	改 定								備 考
						硬化状況	管径毎に各1箇所	管径毎に各1枚		
						管口の硬化収縮状況	スパン毎に各2箇所（上下流）	スパン毎に各2箇所（上下流）	取付管は管口のみ	
						本管の管口の切断状況	スパン毎に各2箇所（上下流）	スパン毎に各2箇所（上下流）	取付管は管口のみ	
						取付け管口の穿孔状況	取付管毎	管種・管径毎に各1枚		
						使用機材の設置状況	工法毎	工法毎	充填材の注入機器を含む（製管工法）	
					更生工（出来形）	更生管きょ口の仕上がり状況	スパン毎に各2箇所（上下流）	スパン毎に各2箇所（上下流）	施工前、施工後	
						更生管きょの仕上がり厚さ（ノギス測定）	スパン毎に各2箇所（上下流）	スパン毎に各2箇所（上下流）	施工後	
						更生管きょの仕上がり内径	スパン毎に各2箇所（上下流）	スパン毎に各2箇所（上下流）	施工後 φ800 以上ではスパン中央部付近でも1箇所	
						取付け管口の仕上がり状況	スパン毎かつ5箇所につき1箇所	スパン毎かつ5箇所につき1箇所		

下水道管きょ工事仕様書 新旧対照表（令和8年10月改定）

現 行

16－3－1 下水道の出来形管理

工種	項目	規格値 (mm)	施工管理基準			摘要
			測定基準	結果表による場合	設計図による場合	
(省略)						
管更生工 (反転・形成)	仕上がり厚さ	6点の平均管厚が呼び厚さ以上で、かつ、上限値は＋20％以内とし、測定値の最小値は設計更生厚以上とする。	11－2－7 図 11－2－1により6点の仕上がり厚さを測定する。	－〃－ (－〃－)	－〃－ (－〃－)	出来形のばらつき判断を必要としない。(ばらつきによる判断を行わない。)
管更生工 (製管)	仕上がり内径	平均内径が設計更生管径を下回らないこと。 (値は2断面の仕上がり内径の平均値とする。)	11－2－7 図 11－2－2により2断面の仕上がり内径を測定する。	－〃－ (－〃－)	－〃－ (－〃－)	出来形のばらつき判断を必要としない。(ばらつきによる判断を行わない。)
(省略)						

改 定

16－3－1 下水道の出来形管理

工種	項目	規格値 (mm)	施工管理基準			摘要
			測定基準	結果表による場合	設計図による場合	
(省略)						
管更生工 自立管（熱形成） （熱硬化） （光硬化）	仕上がり厚さ	6点の平均管厚が呼び厚さ以上で、かつ、上限値は＋20％以内とし、測定値の最小値は設計更生厚以上とする。	測定はスパンごとの上下流マンホールの管口付近で行い、更生後の内径がφ800mm 以上の場合は、スパンの中間部付近でも1地点以上測定する※。 11－2－6 図 11－2－1により6点の仕上がり厚さを測定する。	－〃－ (－〃－)	－〃－ (－〃－)	出来形のばらつき判断を必要としない。(ばらつきによる判断を行わない。) ※流入量等により測定が困難な場合や、短いスパンの場合は監督員と協議の上、中間部の測定を省略することができる。
管更生工 自立管（製管） 複合管	仕上がり内径	平均内径が設計更生管径を下回らないこと。 (値は2断面の仕上がり内径の平均値とする。)	測定はスパンごとの上下流マンホールの管口付近で行い、更生後の内径がφ800mm 以上の場合は、スパンの中間部付近でも1地点以上測定する※。 11－2－6 図 11－2－2により2断面の仕上がり内径を測定する。	－〃－ (－〃－)	－〃－ (－〃－)	出来形のばらつき判断を必要としない。(ばらつきによる判断を行わない。) ※流入量等により測定が困難な場合や、短いスパンの場合は監督員と協議の上、中間部の測定を省略することができる。
(省略)						

(省略)

※表に記載のない一般施工、道路土工等は札幌市土木工事共通仕様書 II 土木工事施工管理基準の規定による。
ただし、舗装工における「平坦性」については省略する。